

12 国土交通省(構造改革特区第21次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1008010	2点間の観光タクシー精算時の運賃(近距離)における規制の緩和	2点間における観光タクシー運行時、特に近距離の場合の精算は、時間距離併用運賃が原則であるが、これを距離運賃(事前に運行コースを定めた定額運賃)による精算とする。	<p>個人型の着地型旅行商品造成のため、タクシーを多く活用し、タクシーの稼働率向上と乗務員の意識向上、タクシー業界及び市内全体の経済活動につなげる。利用者にとって料金・仕組みが分かりやすい商品企画をするため、2点間の乗車に対するタクシーの精算を時間距離併用ではなく、距離運賃とすることを提案する。</p> <p><現状> 八戸はビジネス客が多いため個人・少人数で市内を観光する割合が高い。駅の案内所でも2、3時間で気軽に八戸を楽しめるプランの提案を求められる。また物見型ではなく、ピンポイントで食や体験を楽しみたいという声も聞かれる。</p> <p><課題> 食事や体験を組み込んだ目的地が1箇所の往復タクシープランを商品化する場合、タクシーの精算は時間距離併用が時間貸切が適用される。しかし時間距離併用運賃を適用する場合は精算額がその都度異なり、積雪による渋滞等が発生すると料金に大きく差がでるため、主催者としては運営しづらい。 タクシー乗務員を守るため認可運賃での精算が前提ではあるが、実情は「客待ちをしているタクシーも多い→稼働率が下がる→乗務員の士気も落ちる」という負のスパイラルの状態である。</p> <p><提案理由> 値下げによりタクシー業界に無理を強いるのではなく、少ない利幅でも積み上げることで利益を生むという考えにたち、稼働率をあげ、乗務員の意識向上につなげたいと考える。距離運賃による精算が可能であれば精算額が事前に分かり、販売金額も設定しやすく多様なニーズに対応可能なテーマ性の高い八戸ならではのタクシープランがより多く企画可能である。タクシー業界のみならず、観光関連事業者にも経済効果が広がると考えられる。</p>		(社)八戸観光コンベンション協会	青森県	国土交通省
1010010	新車登録前の輸入自動車(TDS認証)に対する限定された変更の容認	型式指定制度(TDS)で認証された輸入自動車に対して、新車登録前の限定された変更(車検証の記載事項に影響しない範囲での保安基準対象部品に限定されたアクセサリ類等の取り付け)に限り、完成検査終了証を無効にしないことを容認する。	<p>従来、新車登録後に全国の各販売店等が外注するなどして実施している、型式指定制度で認証された輸入自動車に対するアクセサリ類の取り付けについて、新車登録前に、インポーター等の新車整備施設において出荷前点検(PDI: Pre-Delivery Inspection)業務を行っている技術者が行うことで、作業時間の短縮、外注のための二次輸送の解消が図れ、環境負荷の低減やコストの削減につながる。</p> <p>提案理由: 三河港では、全国シェアの約5割(2011年 約13万台)の輸入自動車を取扱っており、インポーター等の新車整備施設において、新車登録前の輸入自動車に対し、一元的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。 各販売店等では、新車登録後にアクセサリ類等を取り付ける等の納車前整備を実施しているが、その整備すべてを外注して実施している場合や販売店自らがかなりの時間を費やして実施しているケースが多く見られ、整備にかかる作業時間やコストは甚大なものがあり、インポーター等の新車整備施設を活用した、一括でのアクセサリ類等の取り付けの実施に対する要請が高まっている。 現行の法制度では、新車登録前にTDSやPHPで認証されていない装置等を取り付けることは不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、アクセサリ類等の取り付け時間の短縮(月2,250時間)、外注のための二次輸送の解消(月800台/店舗当り3.5台)が見込め、環境負荷の低減やコスト削減につながる。</p> <p>代替措置: 安全性については、限定的な変更に関し、インポーター等と機器メーカーが保安基準適合性を証明したうえで、取り付けに際しては整備記録等の書類を作成し、完成検査終了証等に添付することで担保する。</p>	国際輸入自動車特区	豊橋市、フォルクスワーゲン グループ ジャパン株式会社、フィアット グループ オートモービルズ ジャパン株式会社、クライスラー日本株式会社、フォード・ジャパン・リミテッド、ボルボ・カーズ・ジャパン株式会社	愛知県	国土交通省

12 国土交通省(構造改革特区第21次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト 名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1010020	新車登録前の輸入自動車 (PHP認証)に対する限定された変更の容認	輸入自動車特別取扱制度(PHP)で認証された輸入自動車に対して、新車登録前の限定された変更(車検証の記載事項に影響しない範囲での保安基準対象部品に限定されたアクセサリ類等の取り付け)に限り、輸入自動車特別取扱届出済書を無効にしないことを容認する。	従来、新車登録後に全国の各販売店等が外注するなどして実施している、輸入自動車特別取扱制度で認証された輸入自動車に対するアクセサリ類の取り付けについて、新車登録前に、インポーター等の新車整備施設において出荷前点検(PDI: Pre-Delivery Inspection)業務を行っている技術者が行うことで、作業時間の短縮、外注のための二次輸送の解消が図れ、環境負荷の低減やコストの削減につながる。 提案理由: 三河港では、全国シェアの約5割(2011年 約13万台)の輸入自動車を取扱っており、インポーター等の新車整備施設において、新車登録前の輸入自動車に対し、一元的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。 各販売店等では、新車登録後にアクセサリ類等を取り付ける等の納車前整備を実施しているが、その整備すべてを外注して実施している場合や販売店自らがかなりの時間を費やして実施しているケースが多く見られ、整備にかかる作業時間やコストは甚大なものがあり、インポーター等の新車整備施設を活用した、一括でのアクセサリ類等の取り付けの実施に対する要請が高まっている。 現行の法制度では、新車登録前にTDSやPHPで認証されていない装置等を取り付けることは不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、アクセサリ類等の取り付け時間の短縮(月2,250時間)、外注のための二次輸送の解消(月800台/店舗当り3.5台)が見込め、環境負荷の低減やコスト削減につながる。 代替措置: 安全性については、限定的な変更に関し、インポーター等と機器メーカーが保安基準適合性を証明したうえで、取り付けに際しては整備記録等の書類を作成し、完成検査終了証等に添付することで担保する。	国際輸入 自動車特区	豊橋市、フォルクスワーゲン グループ ジャパン株式会社、 フィアット グループ オートモービلز ジャパン株式会社、ク ライスラー日本株式会 社、フォード・ジャパ ン・リミテッド、ボルボ・カ ー・ジャパン株式会社	愛知県	国土交通省
1010030	インポーター等を封印取付 代行者として容認	封印の取り付けについて、新車整備施設を有するインポーター等に限り、全国のナンバープレートの封印取付代行者として容認する。	インポーター等が封印取付代行者となることで、輸入から納車までの工程を一元的に実施することが可能となり、集中的な整備による作業効率向上、各販売店等での保管スペースの縮小等により、コスト削減につながる。また、希望するユーザーが新車整備施設を直接訪問し、契約した車を引き取る(運転して帰宅)ことで輸送コストの削減(環境負荷の低減)が可能となり、施設見学や観光を組み合わせ、地域産業の活性化につながる。 提案理由: 三河港では、全国シェアの約5割(2011年 約13万台)の輸入自動車を取扱っており、インポーター等の新車整備施設において、新車登録前の輸入自動車に対し、一元的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。 各販売店等では、展示用、試乗用等の在庫をストックしている状況の中で、販売用(納車)車両の保管スペースの確保が必要となること、繁忙期には納車前の各整備や納車が集中することなど、大変な負荷がかかっており、インポーター等の新車整備施設を活用した、集中的な整備・保管、納車に対する要請が高まっている。 現行の法制度では、インポーター等が封印の取り付けを行なうことは不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、作業時間の短縮(月2,400時間)、各販売店等の保管スペースの縮小(120m ² /店)が見込め、コスト削減につながる。また、欧州地域では一般的な工場訪問型の自動車購入システムを確立することで、ユーザーへの直接納車・工場見学・研修等の開催により、顧客満足の向上を目指す。また、納車輸送の解消(月1600台)や環境負荷の低減が見込め、これをユーザーへ還元することで輸入自動車産業と観光を核とした地域の活性化が図られる。 代替措置: 封印及びナンバープレート取得については、各販売店が従来どおり実施し、各販売店とインポーター等が、封印取付後の証拠書類(現車と車検証記載の車体との同一性を証明するもの)を共有することで、機密性を担保する。	国際輸入 自動車特区	豊橋市、フォルクスワーゲン グループ ジャパン株式会社、 フィアット グループ オートモービلز ジャパン株式会社、ク ライスラー日本株式会 社、フォード・ジャパ ン・リミテッド、ボルボ・カ ー・ジャパン株式会社	愛知県	国土交通省

12 国土交通省(構造改革特区第21次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト 名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1010040	出張予備検査の要件の緩和	輸入自動車特別取扱制度(PHP)で認証された輸入自動車に係る予備検査の実施について、完成検査終了証の期限が切れる等、無効になった型式指定車に限り、出張予備検査の対象とすることを容認する。	<p>PHP車に限定して実施されている出張予備検査の要件を緩和し、インポーター等の新車整備施設ラインを最大限活用した出張予備検査の実施を促進することで、自動車検査独立行政法人への持ち込み検査を最小限に抑えることが可能になり、検査の為の取り回し時間の短縮、検査持ち込み輸送の解消が図れ、環境負荷の低減やコストの削減につながる。</p> <p>提案理由： 三河港では、全国シェアの約5割(2011年 約13万台)の輸入自動車を取扱っており、臨海部に立地したインポーター等の新車整備施設において、新車登録前の輸入自動車に対し、一元的に完成検査等の必要な点検業務を実施した後、全国の販売店等へと搬送されている。PHPによる認証を受けた車については、国土交通省通達(平成14年3月29日 国自技第261号)で原則30台以上の申請台数が確保できれば、インポーター等の新車整備施設において、自動車検査独立行政法人職員による出張予備検査を受けることが可能となる。しかし、PHP車のブランド(特に、高級車)によっては、所定の申請台数が確保できないため、各販売店へ搬送後、持ち込みによる予備検査を受けているケースがほとんどである。また、型式指定車についても、完成検査終了証の期限が切れる等、その有効性が無効になった場合は、持ち込みによる検査を受けており、各販売店の業務を圧迫している状況である。現行の法制度では、PHP車以外の出張予備検査の実施は不可能な状況にあるが、本特例措置により、年間5万台の輸入を行うインポーターの例では、検査の為の取り回し時間の短縮(月240時間)、検査持ち込み輸送の解消(月200台)が見込め、環境負荷の低減やコストの削減につながる。</p> <p>代替措置： インポーター等は予備検査の年次・月次計画を作成し、自動車検査独立行政法人と定期的に協議する中で、施設内での出張検査の実施に最大限協力(相応のコスト負担含)する。</p>	国際輸入 自動車特 区	豊橋市、フォルクスワーゲン グループ ジャパン株式会社、 フィアット グループ オートモービルズ ジャパン株式会社、ク ライスラー日本株式会 社、フォード・ジャパ ン・リミテッド、ボルボ・カー ズ・ジャパン株式会社	愛知県	国土交通省
1017010	公営住宅の入居資格の緩和	公営住宅の入居資格の収入基準を越えても入居可能にすること。	<p>公営住宅法第23条では、入居資格として収入基準が設定されているため、収入基準を超えての入居が出来ない状況である。</p> <p>久万高原町は、町村合併以後も過疎化が進み、町の周辺地域ではより過疎化が進行している。町の中心部では住宅の需要も多いが、一部の住宅では募集をしてもほとんど応募がない状況で空家状態が続いているため、収入基準を超えての入居を認め入居者の幅を広げる事で、住宅を有効利用し老朽化を防止すると共に空家の解消を図りたい。</p> <p>金額の上限とかの設定は無く、入居対象を広げる事で空家を解消したい。</p>		久万高原町	愛媛県	国土交通省
1017020	公営住宅の家賃規定の柔軟な運用	公営住宅の家賃規定によらない家賃設定で入居可能にすること。	<p>公営住宅法第16条では、公営住宅の家賃は政令で定めるところにより、事業主体が定めている。</p> <p>久万高原町は、町村合併以後も過疎化が進み、町の周辺地域ではより過疎化が進行している。町の中心部では住宅の需要も多いが、一部の住宅では募集をしてもほとんど応募がない状況で空家状態が続いているため、家賃規定を柔軟に運用し入居者の幅を広げる事で、住宅を有効利用し老朽化を防止すると共に空家の解消を図りたい。</p> <p>所得分位でない料金設定(定額)等を可能とし、入居対象を広げる事で空家を解消したい。</p>		久万高原町	愛媛県	国土交通省

12 国土交通省(構造改革特区第21次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1017030	公営住宅における居住の必要のない利用に関する緩和	公営住宅の入居資格を緩和し、住所を置かなくても入居を可能にすること。	<p>公営住宅法第23条及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条では、入居資格として居住することが設定されているため、居住しない場合は入居が出来ない状況である。</p> <p>久万高原町は、平成16年の町村合併以後も過疎化が進み、町の周辺地域ではより過疎化が進行している。町の中心部では住宅の需要も多いが、一部の住宅では募集をしてもほとんど応募がない状況で空家状態が続いているため、居住しない場合の入居を認め入居者の幅を広げる事で、住宅を有効利用し老朽化を防止すると共に空家の解消を図りたい。</p> <p>住民票の異動無しで入居を可能とし、入居対象を広げる事で空家を解消したい。</p>		久万高原町	愛媛県	国土交通省
1020010	沖縄県内で石油製品の製造又は原油等の貯蔵を行う企業による石油製品等の沖縄-日本本土間の内航輸送に対する船舶法の規制緩和	<p>沖縄県内で石油製品の製造又は原油等の貯蔵を行う企業が、製造した石油製品、貯蔵した原油及びバイオ燃料の日本本土への輸送(貯蔵の場合は、沖縄県外へ輸送されるものに限る)、並びに沖縄県内で製造する目的で本土から沖縄県へ輸送される原油その他の原料については、「外国籍船」による国内輸送が可能となるよう船舶法の規制の緩和を要望するもの。</p>	<p>沖縄県は九州から約680km、東京から約1600kmと日本本土から隔絶した「島嶼県」で、物流は専ら海上輸送に依存している。県内で唯一、石油製品製造事業を行う南西石油は、売上額で県内第1位、製造業出荷額の約3割を占める県経済上極めて重要であるだけでなくガソリン、軽油等の県内需要の約6割、沖縄電力の発電用重油の大部分、離島の発電燃料及び航空自衛隊の航空用燃料の全量を供給する等、県民生活を支えている。「運産品」である石油製品は、製造過程でガソリン、軽油、重油、ガス等が連鎖的に生産される。同社は、本土電力会社等に発電用重油等を供給しているが、企業の海外調達が拡大するなか、内航船による高い輸送費は、海外精油所との競争力を失わせており、県内需要の乏しい油種等の本土市場への低廉かつ円滑な輸送環境の確保は、県内での安定的な精油所運営にとって死活的に重要な課題であり、琉球政府が誘致・集積させた石油精製企業が本土復帰後、次々撤退した要因の一つともなっている。また県内では、撤退した石油企業のタンクの一部を使って原油の国家備蓄が行われている。特に東北大震災後、本土と隔絶して地震等の同時被災を回避できることが注目され県内にデータセンターの集積が加速しているが、規制が緩和されれば、エネルギー企業のBCMの観点からも、原油の貯蔵・中継拠点としての可能性が大きく高まる。沖縄にはすでにANAの国際貨物中継基地という成功モデルがある。今回の提案は、我が国のエネルギー安全保障を高めるとともに、産業の空洞化に歯止めをかけ、沖縄県における石油関連産業を再生、本県経済の活性化に資するものである。</p>		沖縄県	沖縄県	国土交通省
1026040	「105・1222搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和④	<p>構造改革特区の特定事業105・1222の「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の実施要件の緩和を要望するもの。</p>	<p>つくば市では、「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」について「つくばモビリティロボット実験特区計画」の認定を受け、ロボットの公道実験を行ってきた。これまでの実験により、ロボットの有効性・親和性・安全性について一定の確認をすることができたことから、今後、ロボットの実利用を目指したより実環境での社会実験を行いたい(これまでの実験結果については、別紙の実験報告書を参照いただきたい。)。ついては、実証実験に係る道路使用許可の基準や道路運送車両の保安基準に関して、以下の点について実施要件の緩和を要望する。</p> <p>4. 夜間走行する場合の、保安基準を満たす前照灯の設置 現状では夜間走行実験を行うためには保安基準を満たす前照灯の設置が義務づけられている。これから夜間の実験を行うことを検討しているが、歩道を走行する際、保安基準を満たす前照灯は眩しすぎて対向する通行者に対して危険でもあったと考えられる。歩道走行には自転車程度の前照灯で十分であり、その程度の照度の前照灯の設置が望ましいと考えられる。</p>		つくば市	茨城県	警察庁 国土交通省

12 国土交通省(構造改革特区第21次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト 名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1028010	民間事業者による有料道路事業(道路整備特別措置法)の運営の実現	道路整備特別措置法では、一般国道又は都道府県道を新設又は改築し、料金を徴収できる者は地方道路公社及び道路管理者に限定しており、また、道路管理者の権限の代行についても地方道路公社のみに限定しているが、これらの制限を緩和し、民間事業者による有料道路事業(道路整備特別措置法)の運営を認める。	<p>【事業の内容】 道路整備特別措置法の規制を資金を含めて緩和し、民間事業者による有料道路(道路整備特別措置法)の運営を認め、民間企業の経営ノウハウを活用することで、民間の事業機会を創出するとともに、良質な利用者サービスを提供する。</p> <p>【提案理由】 昨年6月1日にPFI法が改正され、コンセッション方式(運営権の付与)の制度化が一步進んだが、道路整備特別措置法に基づく有料道路については、国において有料道路制度全体のあり方を検討されている状況にあり、道路整備特別措置法については改正されておらず、民間事業者が有料道路の管理・運営を行うことは認められていない。そこで、構造改革特区制度を活用して民間事業者にも有料道路(道路整備特別措置法)の運営を認めようとするものである。</p>		愛知県	愛知県	国土交通省
1028020	東部丘陵線(リニモ)駅周辺における高架下の建築規制の緩和	都市計画法では、市街化調整区域内における建築物の建築を制限し(第29条、34条、43条)、また、建築基準法第44条では、道路内の建築物について、公益上必要な場合などにおいて建築審査会の同意を得た建築物以外の建築を制限しているため、リニモ駅周辺のリニモ及び県道力石名古屋線の高架下を両法の適用除外とする。	<p>【事業内容】 リニモ駅周辺のリニモ及び県道力石名古屋線の高架下を、都市計画法第29条、43条及び建築基準法第44条の適用除外とすることで、駅周辺の高架下空間の活用の可能性を広げ、駅利用者や周辺住民の利便性を向上させる施設を設置するなど有効利用することにより、駅周辺に賑わいを創出する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第44条では、原則として道路内での建築を禁止しており、例外的に建築が認められる場合を限定列挙している。このうち、今回該当する第2号では、「公益上必要な建築物」に限定されており、商業施設など利用者の利便性に資する施設の建築は認められていない。 ・ 都市計画法では、市街化調整区域内における開発行為や建築物の建築について許可制(第29条、第43条)としているが、高架下にある「道路」敷地における開発行為や建築物の建築が、通常の土地と同様に制限される。 ・ そこで、本提案により、リニモ駅周辺のリニモ及び県道力石名古屋線の高架下の有効利用及び手続きの簡素化を図ることとしたい。 ・ なお、本件が認められた場合、高架下の有効活用を図ることができ、また、開発行為や建築物の建築が行われる箇所は高架下に限定されるため、無秩序に開発行為などが広がる懸念はない。 		愛知県	愛知県	国土交通省
1028030	航空法による建物等設置制限地区での容積率の緩和	航空法による建物等設置制限地区における準工業地域について、建築基準法で定められている容積率を緩和するものである。	<p>【事業内容】 中部臨空都市の準工業地域について容積率(現行十分の三十)を十分の八十まで引き上げる。</p> <p>【提案理由】 高さ制限のため、建築物は45m(10~11階建て)までしか建設することができず上空の利用に制限がある。その代替措置として、容積率を緩和し有効に空間を活用することができる。</p>		愛知県	愛知県	国土交通省

12 国土交通省(構造改革特区第21次 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1028180	農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可権限の都道府県知事への移譲	地方分権改革の観点に立ち、農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可権限をすべて都道府県知事に移譲し、事務手続きの迅速化を図る。	【事業の内容】 農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可の権限を都道府県知事に移譲する。 【提案理由】 平成23年3月31日に河川法施行令が改正され権限移譲が行われたものの、管理区間及び取水量の条件付け(1m ³ /s未満)があり、本県において高いポテンシャルを有している大規模農業用水地域は権限移譲のメリットが生じない。		愛知県	愛知県	国土交通省
1028190	農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化(河川区域内における従属発電)	河川区域内における農業用水を利用した従属発電に係る水利使用許可手続きの簡素化を図る。	【事業の内容】 河川区域内に設置されているダムや頭首工等において、水利使用の許可を受けた範囲内での従属利用の場合は、水利使用許可手続きの簡素化を図る。 【提案理由】 平成17年度以降、河川区域「外」における農業用水を利用した従属発電については、水利使用許可手続きの簡素化がなされたものの、河川区域「内」に設置されたダムや頭首工等で従属発電を行う場合は新規の水利使用許可手続きを要するため。		愛知県	愛知県	国土交通省
1028200	農業用水を利用した小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化(慣行水利権における従属発電)	慣行水利権における農業用水を利用した従属発電に係る水利使用許可手続きの簡素化を図る。	【事業の内容】 慣行水利権の取水範囲内での従属利用で、他に影響を及ぼさない場合であって、地域住民・行政職員・学識者等で構成する地域協議会で認められた場合は、許可水利権と同様に水利使用許可手続きの簡素化を図る。 【提案理由】 慣行水利権の農業用水で従属発電を行う場合は、慣行から許可水利権への切り替え、または新規発電としての水利使用許可手続きを要するため。		愛知県	愛知県	国土交通省
1028210	山間部の溪流等における新規小水力発電に係る水利使用許可手続きの簡素化	他に影響を及ぼさない山間部の溪流等における新規小水力発電については、水利使用許可手続きの簡素化を図る。	【事業の内容】 山間部の溪流等において小水力発電を新規に導入する場合で、減水区間が軽微であるなど他に影響を及ぼさない場合は、水利使用許可手続きの簡素化を図る。 【提案理由】 東三河地域などの山間部の溪流等は地形的に落差に恵まれ、小水力発電のポテンシャルが高いものと考えられるが、新規に水利使用許可手続きが必要となることから、河川流量のチェック、水計算、治水・利水・環境への影響検討、関係河川利用者の同意など、多大な手間と時間を要する。		愛知県	愛知県	国土交通省
1031040	市街化調整区域における、土地開発規制の緩和。	市街地に隣接している、市街化調整区域においては、その調整区域内における土地開発を、東日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物にあっては、開発を許可する。具体的には太陽光発電設備を具備した、21世紀型の娯楽施設の建築を促進する。	市街化区域に隣接する、市街化調整区域内の農地においては、従業者の高齢化並びに継承者不在が非常に大きな社会問題となっている。現行における市街化調整区域では、他の用途への転用が非常に難しく、いわゆる耕作放棄地の類が年々増加しており、このままでは市街化地域に隣接する市街化調整区域は疲弊の一途をたどることとなる。東日本大震災の影響等による電力不足の解消並びに地球温暖化対策に適合した設備を有する建築物にあっては、娯楽施設に限り、ある一定の要件を満たせば、構造改革特区により、市街化調整区域内の土地開発規制を緩和することとする。これにより電力不足の解消、高齢者農家の救済や耕作放棄地対策がなされるばかりか、政府が定めた数値目標である、「CO2等排出量について、2020年までに25%減(1990年比)」の達成に寄与できるものである。		株式会社 玉越	愛知県	国土交通省

12 国土交通省(構造改革特区第21次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト 名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1034060	離島航路事業者が行う周遊 運航事業の実施円滑化	海上運送法の規定に基づく指定区間 を運航する離島航路事業者が船舶等 の空き時間に実施する周遊事業(不 定期航路事業)を実施する場合、同 法第21条第1項の旅客不定期航路 事業の許可を不要とする。(海上運 送法第20条第2項の届出範囲の 拡大)	海上運送法の規定に基づく指定区 間を運航する離島航路事業者が船 舶等の空き時間に実施する周遊事 業(不定期航路事業)を実施する 場合、同法第21条第1項の旅客 不定期航路事業の許可を不要とし 、届出で実施できるようにする 提案理由: ・海上運送法の規定に基づく指定 区間を運航する航路事業者が船舶 等の空き時間に周遊事業を実施す る場合、年間3日を超える運送の 場合は許可が必要であるが、観 光客等からの周遊の要望に機動的 かつ弾力的に対応できるよう許 可を不要とし、届出で実施でき るようにする ・このことにより、島を訪れる 観光客が増え、「生活航路」であ る定期旅客船の利用者増加に繋 がり、欠損に対する国及び地方 公共団体の補助額の抑制が図ら れるとともに、離島航路の安 定的な維持・確保が図られる ・既存の航路事業者が船舶等の 空き時間に行う周遊事業である ため、安全確保や利用者保護の ための方策については満たすこ とができる ・指定区間で運航する航路事業 者が船舶等の空き時間に周遊事 業を実施する場合を想定しており 、周遊事業を実施しなくても発 生する減価償却費等は、本来の 「生活航路」を維持していく うえで必要な経費であり、離 島航路補助を観光を目的とした 事業に充てようとするものでは ない		兵庫県、南あわじ市	兵庫県	国土交通省
1034130	工業専用地域における用途 地域の一部緩和措置	尼崎臨海地域(国道43号以南)に おいて、運河再生プロジェクト 基本計画に位置づけられたカ フェ・レストラン等の飲食店に ついては、建築基準法第48条 第12項本文及び同法別表第2 (を)の5に定められた用途規 制の適用を除外する。	尼崎臨海地域(国道43号以南)に おいて、運河再生プロジェクト 基本計画に位置づけられたカ フェ・レストラン等の飲食店に ついては、建築基準法第48条 第12項本文及び同法別表第2 (を)の5に定められた用途規 制の適用を除外する 提案理由: ・同法第48条第12項ただし書 により、工業専用地域におい て建築してはならない建築物 の建築も許可できるが、民間 事業者にとっては、公聴会 での意見聴取、建築審査会 の同意等の手続きが煩雑で、 公聴会等のための資料作成 等の経済的負担や時間もか かるうえ、立地が認められ ない場合も法的には考えら れるなどリスクが大きく、誘 致促進の大きな障害となっ ている。 ・運河再生プロジェクト整備 計画は、県、市、隣接する 工場を所有する企業、地元 住民等で構成される実行委 員会の合意の下に策定され ており、公益上やむを得ない 区域及び建築できる飲食 店の種類、規模をあらかじめ 限定しておけば、法の定め る許可手続きを省略しても 工業の利便性を損なう恐れ がない。 ・用途地域の変更は、工業 生産環境を維持するという 上位土地利用方針との整合 性から考えられない ・他の都市計画の手法を活 用する場合、市によるまち づくり計画案の策定等が必 要となるが、先行事例が少 なく、市は慎重な態度であ るため、まず特区による建 築規制緩和により事例の 発掘・積み上げを行う ・今回の提案の実現により 運河再生プロジェクトの実 施計画にあらかじめカ フェ・レストラン等の立 地可能場所や業態を定め て、特区として広く周知 することができれば、実 現可能性が高く、運河 周辺に賑わいの中核とな る施設の誘致を促進する ことができることとなり、 地域の活性化に寄与す る。		兵庫県	兵庫県	国土交通省

12 国土交通省(構造改革特区第21次 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト 名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1037010	校舎の設計基準の緩和	学校統廃合において小中学校児童生徒が使用する合同校舎における設計基準の緩和	<p>少子化に伴う学校統廃合に関して、児童の動線を工夫することにより、既存中学校校舎の利用を可能とする。</p> <p>提案理由 本町においては、現在小学校が13校(児童数1,328人、1校平均102人)、中学校が4校(生徒数697人、1校平均174人)であるが、昨今の少子化傾向により、年々児童生徒数が減少している。このため、適正配置(学校統廃合)が喫緊の課題となっている。 また、今後の計画によっては、既存中学校の空き教室に近隣の小学校児童を通学させることも想定されるところである。 しかし、小学校と中学校は校舎の設計基準が異なっている。 特に階段の「けあげ」の寸法に差があることから、大規模な修繕工事が必要になり、地方自治体の財政運営に与える影響も大きいものがある。このため、「けあげ」の寸法について、中学校校舎の設計基準である18cm(小学校16cm)のまま、既存の中学校校舎利用を可能としたい。</p> <p>代替措置 「けあげ」の寸法は、小学校児童のために法的に配慮された寸法であることから、十分尊重する必要がある。このため、小学校児童用の教室や、児童の動線を主に1階に集中させることで、影響を最小限としたい。</p>		那須町	栃木県	国土交通省
1040010	電動カートの軽自動車として登録可及び車検の免除	これから購入または既に有する軽自動車のうち、内燃機関以外を原動機とし、その定格出力が3kw以下、かつ、最高速度20キロメートル毎時未満のものにあつては軽自動車として登録できるようにした上で、道路運送車両法施行規則第35条の2に規定する検査対象外軽自動車としていただきたい。	<p>輪島市内では、市内でイベントが実施される場合、地域の賑わい創出を目的として、民間企業を中心となり、祭事として、道路使用許可を得て歩道等を閉鎖し、電動カートによる送迎の実験を行っている。</p> <p>電動カートによる送迎等は、地域のにぎわいづくりに資するものであると考えられ、更に、高齢化が進む地域においては、電動カートは、生活の足としても期待できるものと考えております。</p> <p>については、上記の理由から、求める措置の具体的内容のとおり、検査対象外軽自動車の要件を緩和していただきたい。</p>		輪島商工会議所	石川県	国土交通省
1041010	公有水面埋立地における用途区分の柔軟化	現在、埋立免許の交付にあつての埋立地に係る用途について、「工業用途」で使用する場合は「製造業用地」、「物流施設用地」で使用する場合は「保管施設用地」とする必要がある。近年、SCM(サプライチェーンマネジメント)の進展により、製造業と物流施設が連携し、両者が隣接して立地するケースが出てきており、その場合、物流施設も含めて「製造業用地」とすることができるよう、用途区分の柔軟な運用を行う。	<p>埋立地の用途のうち、「工業用途」については、統計法の規定による日本標準産業分類のうち中分類により定めるものとして運用されていたものを、一定条件の下※で「製造業用地」と一括することができるよう規制緩和がなされたところである。一方、「物流施設用地」については「保管施設用地」とする必要がある。</p> <p>しかしながら、近年、特に高性能で高品位な製品の生産・販売において、物流(ロジスティクス産業)は、商品の製造・物流・販売までの業務を管理し経営効率の最適化を図るSCMの中核を担い、製造と物流の両者が連携し隣接して立地するケースが出てくるなど、いままでにない産業形態が現れており、埋立免許の用途として、予め両者のエリアを明確に区分することが困難になっている。</p> <p>したがって、経済活動の実態に即し、物流施設も含めて「製造業用地」とすることができるよう、用途区分の柔軟な運用を行う特例措置を講ずることにより、企業の立地需要にあわせた用途での土地の供給が可能となり、埋立地における企業誘致を促進することができる。</p> <p>※一定の条件 地方公共団体が作成する臨海部活性化計画を埋立地の有効利用により、臨海部の活性化を図るものと港湾管理者が認定した場合</p>		大阪市	大阪府	国土交通省